

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金

	地域特産品開発事業	道の駅新規商品開発事業
対象事業	<p>①地域資源を活用した新規商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品の開発や商品化に関する事業 ・既にある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業 	<p>②道の駅での販売を主たる目的とした新規商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅への納品に確実性がある商品開発 ・当町、又は道の駅の独自性を有し、特産品として定着することが期待される商品開発
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所等を有する法人、または団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・道内に本店、営業所、事務所等を有する法人及び、安平町商工会に加盟する町内事業主
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業経費の10/10以内(上限50万円、下限5万円) ※ただし、イベント等への出店にかかる出店料、旅費、販売員経費の補助は、総事業経費の40%まで。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内、上限額50万円。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 開発に直接利用する原材料 ・用具購入費 開発に直接利用する用具の購入費 ・試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費 ・謝礼 専門家の指導、助言への謝礼 ・旅費 専門家招聘や研修のための旅費 ・デザイン費 商品ラベル、パッケージの製作費 ・広告宣伝費 商品の開発や既存特産品の改良に伴うパンフレット製作費 ・販路開拓費 販路拡大を目的としたイベント出店料、旅費、販売店員経費。ただし事業費全体の40%が上限 <p>※販路開拓のみの事業は対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 開発に直接利用する原材料 ・試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費 ・謝礼 専門家の指導、助言への謝礼 ・旅費 専門家招聘や研修のための旅費 ・ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費 <p>※PR経費、イベント出店費、パンフレット製作、用具購入に関する経費は対象外</p>
問合せ	商工観光課商工観光労働グループ TEL29-7083	